



報道関係者各位

厚生労働省

岩手労働局

宮城労働局

福島労働局

発表

平成26年1月28日

担	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋嘉寿満 主任監察監督官 内藤淳一 電話 019-604-3006
	宮城労働局労働基準部監督課 監督課長 横田秀樹 専門監督官 武田栄治 電話 022-299-8838
	福島労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口雄一 主任監察監督官 松野正佳 電話 024-536-4602

建設業一斉監督指導の結果について

～ 岩手・宮城・福島の各労働局が12月に一斉に実施 ～

岩手・宮城・福島の各労働局管下の労働基準監督署では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化することなどによる更なる労働災害の増加が危惧されることから、平成25年12月2日（月）から同年12月20日（金）までの間、建設現場に立入調査を行い集中的な監督指導を実施しました。

監督指導の結果（別紙「建設業一斉監督指導結果の概要」参照）、監督指導を実施した建設現場は、473現場で、そのうち266現場（違反率56.2%）に労働安全衛生法違反が認められました。

また、主要事項別の違反内容は、①墜落防止措置に係る違反168現場、②元請事業者の講ずべき措置に係る違反156現場、③建設機械災害防止措置に係る違反62現場などとなっています。

今回の監督指導結果を受けて、労働災害防止対策の徹底について、発注機関・関係団体に対して要請を行います。（別添「建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（写）参照」）

※建設業労働災害防止協会岩手県支部及び岩手県建設業協会に対しては、岩手労働局長が要請書を手交することとしています。（1月30日（木）午前11時30分、岩手労働局長室。）

※各労働基準監督署においても、建設業労働災害防止協会岩手県支部等の各分会に対して同様の要請を行いますので、日時等の詳細については、各労働基準監督署へ御照会ください。

各労働局では、建設現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、建設現場に対する重点的な監督指導等を行うこととしています。

## 建設業一斉監督指導結果の概要

## 1 岩手・宮城・福島労働局（3局合計）の監督指導状況

473現場に監督指導を実施した結果、56.2%の266現場において労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を44現場に対して行いました。（表1参照）

表1 一斉監督実施結果

	合計	岩手局	宮城局	福島局
一斉監督現場数	473	99	128	246
違反現場数	266	70	82	114
違反率	56.2%	70.7%	64.1%	46.3%
使用停止等命令現場数	44	13	8	23

## 2 労働安全衛生法等の主要事項別の違反状況

労働安全衛生法等の主要事項別にみると、①墜落防止措置に係る違反（足場等を含む。）168現場、②元請事業者の講ずべき措置に係る違反156現場、③建設機械（移動式クレーンを含む。）災害防止措置に係る違反62現場、④作業主任者の選任等に係る違反38現場となっています。（表2参照）

表2 労働安全衛生法等の主要事項別違反件数

( ) 内は違反率

労働安全衛生法等の主要事項	合計	岩手局	宮城局	福島局
墜落防止措置	168 (35.5%)	47 (47.5%)	38 (29.7%)	83 (33.7%)
元請事業者の講ずべき措置	156 (33.0%)	33 (33.3%)	51 (39.8%)	72 (29.3%)
建設機械災害防止措置	62 (13.1%)	21 (21.2%)	26 (20.3%)	15 (6.1%)
作業主任者の選任等	38 (8.0%)	14 (14.1%)	10 (7.8%)	14 (5.7%)
その他	97 (20.5%)	22 (22.2%)	37 (28.9%)	38 (15.4%)

※ 労働安全衛生法等違反件数は、1つの現場で複数の違反があるため、表1のそれと一致しない。

### 3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事項	主な違反事例
墜落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ2メートル以上の作業床の端や開口部に囲い、手すり等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>高さ2メートル以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
元請事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械(ドラグショベル等)を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>車両系建設機械(ドラグショベル等)で荷をつり上げ、その主</li> </ul>

建設機械災害防止措置	<p>たる用途以外の用途に使用させてはならないが、これを怠っていたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定めなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ ロングスパンエレベーターについては、構造規格に適合するものでなければ使用させてはならないが、同規格に適しないリミット装置のないロングスパンエレベーターを使用させていたこと。</li> </ul>
作業主任者の選任等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足場の組立てや型枠支保工の組立て等労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業を行う場合は、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を履行させなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業場に通じる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠ったこと。</li> <li>・ 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠ったこと。</li> <li>・ 金属をアーク溶接する作業等粉じんの発生する作業を行う場合には、労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ 型枠支保工を組み立てるときは、組立図を作成しなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ 型枠支保工については、支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ 移動式クレーンやドラグショベル等労働災害が発生する危険性が高い機械等を使用する場合は免許等を有する者を就業させなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>

別添

岩労発基0130第1号  
平成26年1月30日

関係機関・団体 各位

岩手労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

岩手労働局では、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策を最重点課題として取り組んでいるところでありますが、県内における平成25年の建設業の労働災害は、多くの復旧・復興工事が着工する中で、昨年と比較し大幅に増加する状況となっています。

この状況を踏まえ、岩手労働局では、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事が盛んに行われている、宮城労働局及び福島労働局と連携し、平成25年12月2日（月）から同年12月20日（金）までの間、管下労働基準監督署において建設現場への立入調査による集中的な監督指導を実施したところです。その結果、岩手労働局管下労働基準監督署が立入調査を行った99建設現場のうち70現場（70.7%）で何らかの労働安全衛生法違反が認められたところです。

つきましては、当該監督指導の実施結果は別紙のとおりですので、関係事業場に対して、周知していただきますとともに、安全衛生パトロールの実施などに当たりましては、特に下記の事項に御留意の上、建設工事現場における労働災害防止対策のなお一層の徹底について御指導くださいますようお願い申し上げます。

また、今後、更に多くの寄宿舍が設置されることが想定されますので、同封いたしました「建設業附属寄宿舍規程の主な内容、望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」に係る周知につきましても御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本要請に基づく取組を行っていただいた場合には、その内容につきまして、当局労働基準部監督課あて情報提供していただきますようお願い申し上げます。

記

1 元請事業者の下請事業者に対する指導の徹底

監督指導を実施した建設工事現場のうち33現場（33.3%）において、元請事業

者が、下請事業者に対して、法令に違反しないように必要な指導を行う等の措置が講じられていなかった。

については、建設工事現場においては、複数の事業者による作業が混在しており、工事の一部を請け負う下請事業者単独では十分な労働災害防止対策を講じることが困難な場合もあることから、工事全般について大きな権限と責任を有する元請事業者が、下請事業者を適切に指導することにより、元請事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。

## 2 墜落災害防止対策の徹底

監督指導を実施した建設工事現場のうち47現場（47.5%）において、墜落・転落防止措置が講じられておらず、このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業場所での作業停止を行った建設工事現場は13現場であった。

については、高所からの墜落・転落災害は、死亡などの重篤な災害を引き起こす可能性が非常に高いことから、墜落・転落防止措置を徹底すること。

## 3 車両系建設機械による災害防止対策の徹底

監督指導を実施した建設工事現場のうち21現場（21.2%）において、車両系建設機械の作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わせていない、又は車両系建設機械に労働者が接触することを防止するための措置等が講じられていなかった。

については、車両系建設機械の転落及び接触による重篤な災害を引き起こす可能性が高いことから、あらかじめ作業計画を定め作業を行うとともに立入禁止措置等を徹底すること。

## 4 作業主任者の選任と職務の励行

監督指導を実施した建設工事現場のうち14現場（14.1%）において、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行っていない、又は選任等がなされていてもその職務の励行が徹底されていなかった。

については、作業主任者を選任すべき作業は労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業であることから、作業主任者の選任及び周知を行うとともに、その職務の励行を徹底すること。